

議題 2 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 1 号))

平成 31 年度使用府立学校教科用図書採択要領の改訂について

5 月の教育委員会会議において決定した標記要領について、別紙のとおり改訂する。なお、最終的な教科用図書の採択は、校長の選定をもとに、8 月の教育委員会会議において決定する予定である。

平成 30 年 6 月 22 日

大阪府教育委員会

<参考>

(改訂理由)

府立富田林中学校から高等学校用教科書を選定する旨の申し出があったため

平成 31 年度使用府立学校教科用図書採択要領

大阪府教育委員会

平成 31 年度に府立学校において使用する教科用図書の採択は、府立高等学校及び府立支援学校高等部については別添 1、府立支援学校小学部・中学部については別添 2、府立高等学校に併設される中学校については別添 3 及び別添 4 により行うものとする。

なお、その際、各府立学校においては、下記に留意すること。

記

1 教科用図書の選定について

- (1) 校長は、教科用図書の調査研究を十分に行い、選定能力を高め、適切に選定すること。
その際、公正な選定をするため、教科書の編集者・著作者が選定に関与することのないよう配慮すること。また、各学校に置かれている学校運営協議会など、より広い視野からの意見も参考にしよう努めていくこと。
- (2) 選定にあたっては、平成 30 年 4 月 5 日付け教高第 1138 号「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び「平成 31 年度使用教科書の採択事務処理について」（通知）を参考にし、府立高等学校及び府立支援学校高等部については、別に提示する教科用図書選定の手引きや、教科書展示会等も活用して学習指導要領に基づき教科用図書の調査研究を行うこと。また、府立高等学校に併設される中学校は、高等学校用教科書を使用する場合、同様の調査研究を行うこと。
- (3) 府立支援学校小学部・中学部にあつては、上記（1）、（2）に加えて、平成 30 年 4 月 16 日付け教小中 1173 号「義務教育諸学校における平成 31 年度使用教科用図書の採択について」（通知）による「平成 31 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」のうち、以下の項目に留意すること。
「4 府立の義務教育諸学校における選定について」
 - (2) 府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。
 - ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。
 - イ 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。
 - ウ 一般図書（特別支援学校・学級用）の選定に当たっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が平成 26 年度に提示した小学校教科用図書選定資料並びに平成 29 年度に提示した小学校教科用図書選定資料（道徳）及び、府教育委員会が平成 27 年度に提示した中学校教科用図書選定資料並びに別に提示する中学校教科用図書選定資

料（道徳）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が平成 29 年度に提示した附則第 9 条関係教科用図書選定資料を活用すること。

- (4) 府立支援学校高等部で使用する教科用図書の選定にあたっては、教育課程との結びつき等について十分調査、検討し、高等学校用の文部科学省著作教科用図書、文部科学大臣検定教科用図書等の適切な教科用図書等を選定すること。

高等学校用の文部科学省著作教科用図書及び文部科学大臣検定教科用図書以外の図書を教科用図書として選定する場合は、生徒の障がいや発達の状況を勘案し、単に教材として有益適切というだけでなく、教科・科目の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

なお、高等部の教科用図書は文部科学省の特別支援教育就学奨励費の対象となるため、最新の「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」（「対象となる経費の範囲及び算定等について」教科用図書購入費）記載内容に十分留意すること。

- (5) 府立高等学校に併設される中学校にあつては、上記（1）、（2）に加えて、平成 30 年 4 月 16 日付け教小中 1173 号「義務教育諸学校における平成 31 年度使用教科用図書の採択について」（通知）による「平成 31 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」のうち、以下の項目に留意すること。

「4 府立の義務教育諸学校における選定について」

- (1) 府立中学校における平成31年度使用教科用図書については、道徳を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、平成30年度使用教科用図書と同一の教科書を選定しなければならないこと。また、同法施行規則第6条の規定により、新たに選定する必要があるときは、平成28年度の選定基準に準じて行うこと。

なお、道徳の選定基準は、次のとおりとする。

ア 教育の目標及び教育課程編成の方針を踏まえ、地域や生徒の実態に応じて最も適切な教科用図書を選定すること。

イ 選定にあたっては、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料（道徳）を活用すること。

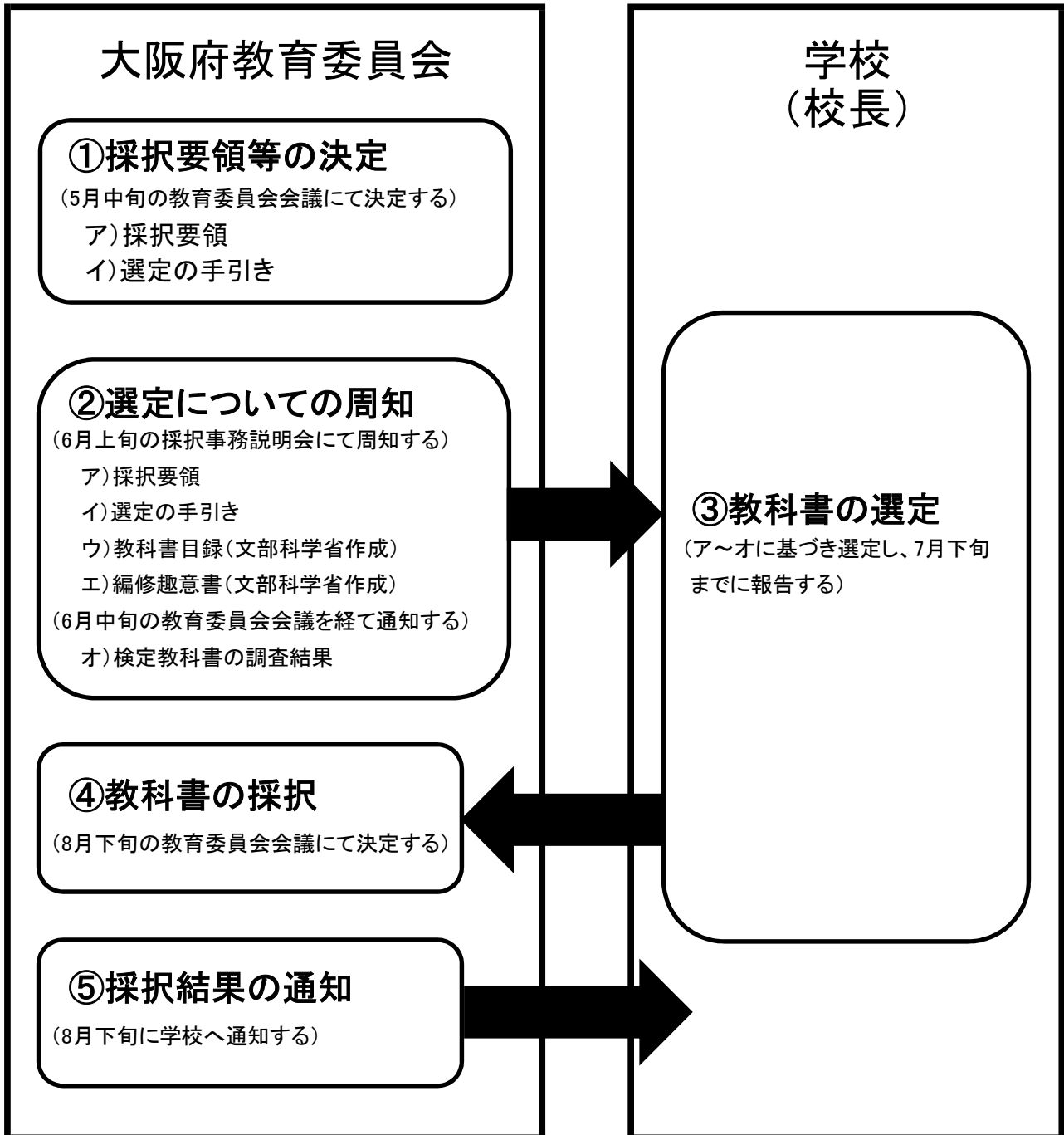
また、府立高等学校に併設される中学校において使用する高等学校用教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（平成 27 年 6 月 24 日改正）による無償措置の対象ではないことに留意すること。

2 教科用図書の選定の報告について

校長は、大阪府教育委員会が通知した調査研究結果を踏まえ、教科用図書を選定し、別に定める様式（選定報告書、選定理由書、選定一覧表及び選定理由一覧表）により、大阪府教育委員会に報告すること。

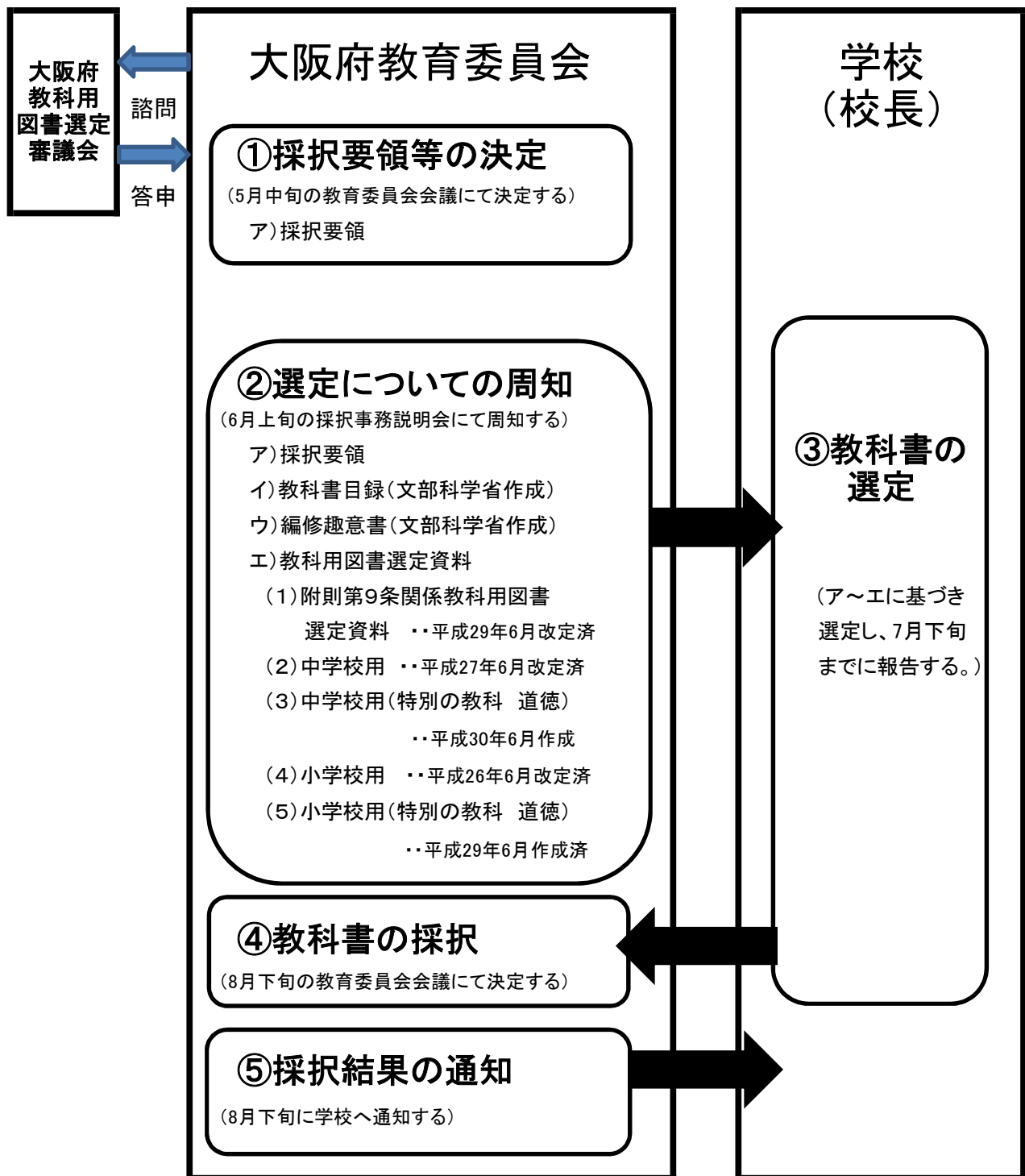
府立高等学校及び府立支援学校（高等部） 教科書選定・採択の仕組み

①～⑤は、教科書選定・採択の進め方の順序を表しています。



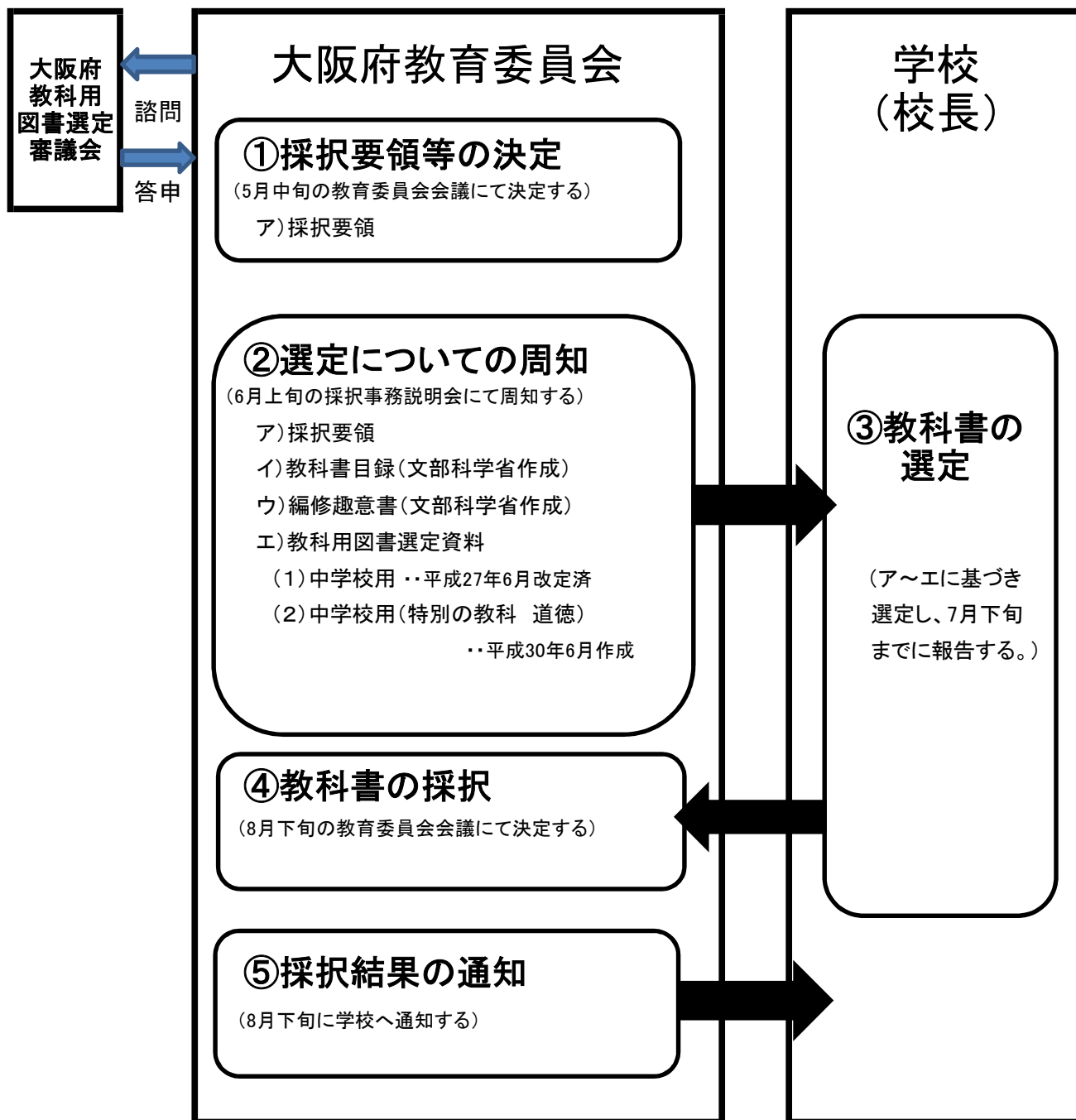
府立支援学校（小学部・中学部） 教科書選定・採択の仕組み

①～⑤は、教科書選定・採択の進め方の順序を表しています。



府立の併設型中高一貫校の中学校 教科書選定・採択の仕組み

①～⑤は、教科書選定・採択の進め方の順序を表しています。



府立の併設型中高一貫校の中学校 高等学校用教科書選定・採択の仕組み

①～⑤は、教科書選定・採択の進め方の順序を表しています。

